

平成 25 年度税制改正に関する要望

平成 24 年 6 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景として、昨年後半から緩やかな回復傾向にあります。足元では、欧州金融情勢悪化に伴う海外景気下振れのリスク発生や円高傾向、更には国内の電力供給の制約やデフレの影響など外部環境の不透明感が強まっているといえます。また、中長期的には、少子高齢化の進展や継続的な人口減少が見込まれるなか、現役世代の負担は増加の一途をたどることが予想されます。

こうした中、大震災からの復旧・復興に係る諸施策はもとより、長期にわたるデフレから脱却し、少子・高齢化や人口の減少の進行のもとでも、国民一人ひとりの生活を向上させ、かつ、その安定的かつ持続的な成長を実現していくことが我が国経済における最重要課題といえます。

そのためには、経済の重要なインフラであり、家計の貯蓄と企業等の投資を有機的に結びつける機能を担う金融資本市場の透明性の向上及び活性化が非常に重要な要素となります。また、我が国金融資本市場が、アジアなど新興諸国の成長力を投資という形で取り込む「投資立国」に相応しいインフラとして、内外の資金を惹きつけ、これを内外の産業等に振り向け、再配分を行うべく、その国際競争力を強化していくことも喫緊の課題となっています。

証券界及び投資信託業界では、こうした認識のもと、重要インフラである金融証券税制について、これらの課題を実現するために相応しい制度改革として、以下の施策が必要と考えています。

まず、個人投資者による金融資本市場への参加及び資産形成の促進並びに市場の国際競争力強化といった観点から、上場株式等の譲渡益及び配当金等の軽減税率の維持並びに日本版 ISA の拡充若しくは簡素化などの措置を講じるべきと考えます。

また、個人を含む幅広い投資者による様々な種類の金融商品への投資を促進すべきであり、頻繁な制度変更や複雑な条件付加は極力避け、恒久的でわかりやすく簡素な税制を提供し、金融商品間の別なく中立性に配慮された、投資リスクの軽減ができる一体的な税制を目指すべきであると考えます。

さらに、我が国の今後の社会構造の変化を見据え、確定拠出年金制度の拡充並びに中長期的な教育資金形成を目的とした金融商品の取得及び保有に係る優遇制度の創設など、少子高齢化社会における国民の資産形成をサポートするた

めの措置も検討されるべきと考えます。

つきましては、平成 25 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅰ．経済を活性化し国民生活を豊かにするための投資促進に係る税制措置

1. 個人を含む幅広い投資者の市場参加を促進し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること。
とりわけ、配当金等については、長期的な投資による資産形成を促進する観点からも、配慮すること。
2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版 ISA）について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする事
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること

Ⅱ．金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、申告分離課税を前提として、公社債等、デリバティブ取引及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 外国市場デリバティブ取引（カバードワラントを含む。）の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること
3. 特定口座において上記 1. 及び 2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること

（注1） 上記 1. 及び 3. を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。また、通算可能額に上限を設定するなどの制限を設けないこと。

（注2） 公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、

利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること。

(注3) 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること

(注4) 非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること

Ⅲ. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 非居住者又は外国法人の受け取る振替社債等の利子等及び償還差益に係る非課税措置を恒久化又は延長すること
2. 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」と「国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書」の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること

Ⅳ. 相続・贈与に係る税制措置

- 高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

Ⅴ. 投資信託等に係る税制措置

1. ETF（特定株式投資信託）の交換を現物に加えて、金銭と現物との混合を可能とし、併せて法人受益者に係る源泉徴収を免除する措置を講じること
2. 外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適

用対象とすること

3. ETF（特定株式投資信託）に係る重大な約款変更を行った場合において、受託者が信託財産をもって反対受益者から買い取った受益権の金銭による解約を認めること
4. 不動産投資法人等に係る不動産取得税及び登録免許税の軽減措置を延長すること
5. 不動産投資法人等の税務と会計との取扱いの差異に基因する二重課税を調整する措置を講じること
6. 不動産投資法人等において買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置を講じること
7. 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置を講じること

Ⅵ. 確定拠出年金制度に係る税制措置

1. 拠出限度額の水準を引き上げること
2. 加入対象者を拡大すること
3. 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること
4. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

Ⅶ. 教育資金形成の支援に係る税制措置

- 人口減少・少子化が進み人材育成が一層重要になるなかで、家計による次世代人材育成に必要な資金の確保を後押しするため、高等教育等に係る費用に用途を限定した口座（個人奨学金口座（仮称））での運用益非課税と贈与税基礎控除枠の前倒し利用を可能とすること

Ⅷ. 特定口座制度等の利便性向上に係る税制措置

1. 特定口座に受入れ可能なコーポレートアクションにより取得する上場株式等の範囲を株式又は出資に限定せず、新株予約権付社債、株式投資信託の受益権等を対象に含めること
2. 自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる

措置を講じること

3. 贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合に限り、贈与による特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること
4. 特定口座のみなし廃止制度を廃止すること

IX. 国際課税に係る税制措置

1. 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設 (Permanent Establishment) としないこと
2. 国外財産調書制度の「国外財産」の定義について、その立法目的に則し、有価証券については「国外金融機関又は国外法人等で保有している有価証券」とすること
3. 法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと

X. 告知及び本人確認等に関する税制措置

- 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること

XI. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

1. 金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
2. 「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に関し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者等の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること

XII. その他

1. 日本版 ESOP の受益者が、当該日本版 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与所得の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること
2. 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
3. 源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月 10 日から翌月末日にすること

以 上

検討の背景

我が国の現状

■ 少子高齢化の進行

- 平成22年(2010年)現役世代2.6人が高齢者1人を支える状況が、平成52年(2040年)現役世代1.4人が高齢者1人を支えることに
- 平成23年度末 国及び地方の長期債務残高は対GDP比約190%と悪化。公的年金制度を維持するための財政の支援は期待薄
- 今後ますます現役世代の負担が増加し、その結果、消費が抑制されることから、経済活力の回復の足かせに

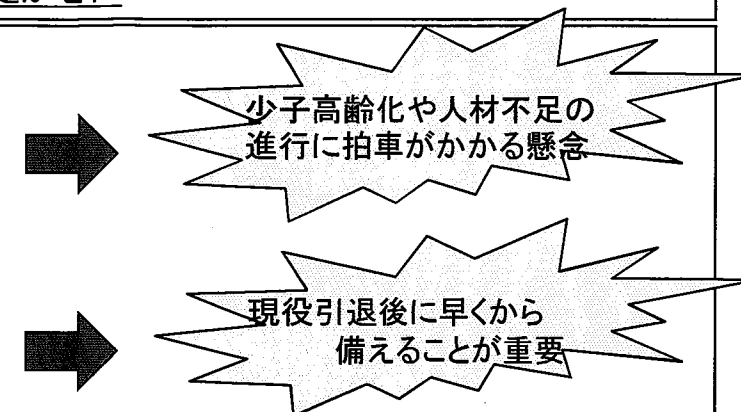
少子高齢化に対する本懇談会の問題意識

(1) 教育資金の確保について

- ・ 資源の少ない我が国にとって人材こそが財産
- ・ 昨今の晩婚化、高齢出産が増加すると20年後の我が国においては
 - ①子供の教育費、②自分の老後、③親の介護 が同時期に集中する“3重苦(トリレンマ)”が発生
- ・ 教育費が負担となり、子供を産み育てることに困難を感じる等の現象が少なからず生じている可能性

(2) 現役引退後の所得の確保について

- ・ 一般的に現役引退後、公的年金以外に必要な生活費は2,500万円～3,000万円と言われている
- ・ 現在の年金財政の状況に鑑みれば公的年金のみに頼ることは期待薄
- ・ アンケート調査によれば、働き盛りの40代をみても約4割が全く備えをしていないという結果



早期に取り組むべきこと (税制改正要望の検討・実施)

- 少子高齢化はもはや“今後”の社会構造の変化ではない。可能なことから着手していくことを期待。

・ 確定拠出年金制度の拡充

(1) 加入対象者の拡大

【拡大の対象者】

- ・ 職場に確定給付年金(DB)のみがある従業員
- ・ 家庭の主婦等(第3号被保険者)
- ・ 60歳以上65歳未満の者(全員)
- ・ 公務員

(2) 拠出限度額の引上げ

- ・ 税制枠の使い残しの繰越し、生涯拠出限度額の設定

(3) 中途引出要件の緩和

- ・ 困窮時の引出し、融資

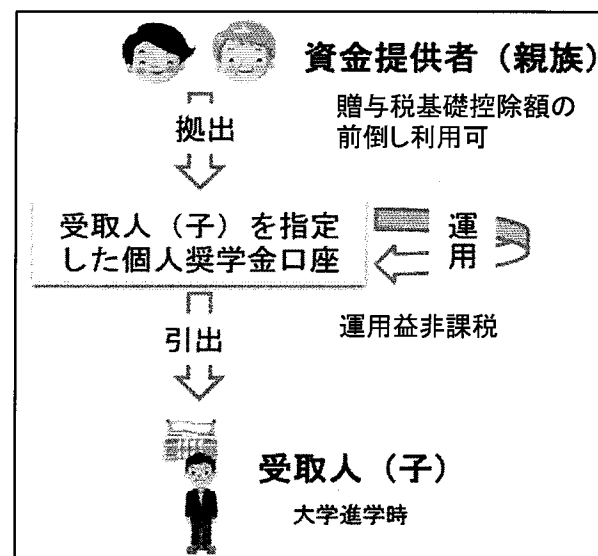
(4) 特別法人税の撤廃

・ 日本版ISA(注)の拡充・簡素化

制度の恒久化、手続き等を簡素化して実務上・システム上の負担を軽減

(注) ISA (Individual Savings Account の略) … 小口の継続的長期投資非課税制度

・ 個人奨学金口座(仮称)の導入



出典: 野村資本市場研究所 懇談会プレゼン資料を一部編集
上記スキームはあくまでも一例。具体的なスキームは今後要検討。

中長期的に取り組むべきこと

- 新たな私的年金のあり方の検討を提唱。例えば、個人型年金積立金非課税制度(いわゆる日本版IRA(注))の枠組みなど年金制度全体のあり方を見据えつつ、そのスキームの問題点や税制優遇のあり方など今後の検討に期待。

(注) IRA (Individual Retirement Account の略)

・ 現行の年金制度の問題点

- ✓ 現行の年金制度は、1階(国民年金)、2階(厚生年金)、3階(いわゆる企業年金)となっている
- ✓ 本懇談会では、3階部分の年金制度について以下の問題点が指摘された
 - ① 制度間の移換(ポータビリティ)が限定的
 - ② 企業間・雇用形態間における公平性の問題
 - ③ 制度が不統一
 - ④ 税制上の取扱いも不統一

・ 問題点への対応策

本懇談会では、将来的に複雑な3階部分の制度を整理・統合すべきとの意見も出され、その方法として大きく以下の2つの対応策が議論された

- ✓ 新たな制度(例えば、日本版IRA)を導入することで対応
- ✓ 現行の制度(導入予定の日本版ISAなど)を拡充することで対応

その他取り組むべきこと

- 長期投資に対応できる新たな金融商品(特に投資信託)についての開発
- 行政等と一丸となり金融・証券教育の普及・啓発活動の効率的な推進

現役世代による自助努力の後押し

我が国の経済の活性化

「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」報告書【骨子】

平成24年6月19日

日本証券業協会

1. グリーンシート銘柄制度の現状とその要因

- グリーンシート銘柄制度（以下「GS制度」という。）は、現状、ベンチャー企業の資金調達手段として殆ど利用されていない。現在の所謂 新興市場の上場審査基準には、財務基準を設けていないものも複数存在しており、同制度が創設された平成9年当時から、その環境は大きく変化しており、非上場会社が同制度を利用するインセンティブは低下していると考えられる。
- GS制度が非上場会社の資金調達手段として利用されていない現状の1つの要因として、実際に資金調達可能な金額と比較して、同制度の利用に伴うコスト負担、特に発行会社が適時開示を可能とするためには社内の開示体制の整備に係るコスト負担が過大であるとの意見が相当数寄せられた。
- GS制度を利用する発行会社の非上場株式（以下「GS銘柄」という。）の指定条件が利用に当たっての障害になっている可能性がある。

2. 新たな枠組みの必要性

- GS制度は、取引所金融商品市場へのステップの場としての役割を期待されていたが、現在までに、その役割を果たしているとは考え難いとのコンセンサスが得られた。
- 証券会社の投資勧誘により、投資家の非上場株式の売買を可能とする制度については、投資家における状況に応じた換金の必要性、流通面が機能することに伴う発行面の利用拡大等、社会的要請を受容するための措置が必要とのコンセンサスが得られた。
- したがって、非上場会社及び投資家等の様々なニーズに応えるべく、従来のGS制度のイメージ・目的には必ずしもとらわれない、非上場株式の発行・流通に幅広く利用される枠組み（以下「新たな枠組み」という。）を講ずるべく、その具体的な方向性を検討することとした。

3. 新たな枠組みの方向性

（1）基本的な考え方

GS制度は、取引所金融商品市場に準じた発行・流通を前提とする、投資家保護を目指した規制であると考えられるが、新たな枠組みについては、非上場株式の発行・流通の状況を踏まえ、投資家保護の観点に十分留意したうえで、関係者にとって可能な限り利便性の高いものとする方向で検討することが望ましい。

(2) 新たな枠組みの方向性イメージ

今後の新たな枠組みの具体的な制度設計においては、発行会社、投資家及び証券会社等に関し、以下の方向性を踏まえ検討する。

		新たな枠組みの方向性	G S 制度
制度目的		非上場会社及び投資家等の様々なニーズに応えるべく、非上場株式の発行・流通に幅広く利用されることを目的とする。	取引所金融商品市場へのステップの場として位置付けられている。
想定される流通の程度		様々なニーズに基づく散発的・非継続的な売買需要を満たす水準を想定している。	取引所金融商品市場に準ずる水準を目指している。
会社内容開示		証券会社による投資勧誘において、発行会社が作成した会社内容説明書等の使用を義務付ける。	証券会社による投資勧誘において、発行会社が作成した会社内容説明書等の使用を義務付けている。
適時開示		今後、具体的な検討を行う。	発行会社に適時開示を義務付けている。
投資家	発行	限定された投資家のみ	一般投資家を含む全ての投資家
	流通	限定された投資家間のみ	一般投資家を含む全ての投資家
取扱う証券会社の役割等		相対取引であることを前提に、限定された流通範囲の担保や不公正取引排除といった投資家保護等の観点から、証券会社の品質を一定程度担保する規制を導入する。	・ 适当性の審査義務 ・ 売買価格等の報告義務 ・ 会社情報の開示の指導義務

(3) その他の検討

- 上場廃止後の換金制度として創設された趣旨を踏まえつつ、受け皿市場としてのフェニックス銘柄制度についても検討すべきとの意見があった。
- 新たな枠組みは、現行のG S 制度同様に、反社会的勢力の排除に関し、手当されることとなることが確認された。

以 上

「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」報告書

2012 年 6 月 19 日

グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会

目次

1. はじめに.....	1
2. GS制度の現状とその要因	2
3. 新たな枠組みの必要性.....	5
4. 新たな枠組みの方向性.....	6
5. おわりに.....	11

別紙1 新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る工程表（抜粋）	12
別紙2 設置要綱.....	13
別紙3 委員名簿.....	14
別紙4 検討の経過.....	15
別紙5 グリーンシート銘柄制度の概要	16
別紙6 グリーンシート銘柄制度に関する定量的データ	22
別紙7 米国における未公開株取引	28
別紙8 グリーンシート銘柄制度の運用に関するQ & A（抜粋）	35

<本報告書における略語>

- ・GS銘柄： 日本証券業協会における「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第2条第5項に規定する「グリーンシート銘柄」をいう。
- ・GS制度： 同協会が管理・運営を行っている、同規則に基づく、「グリーンシート銘柄」に関する制度
- ・GS会社： GS銘柄の発行会社

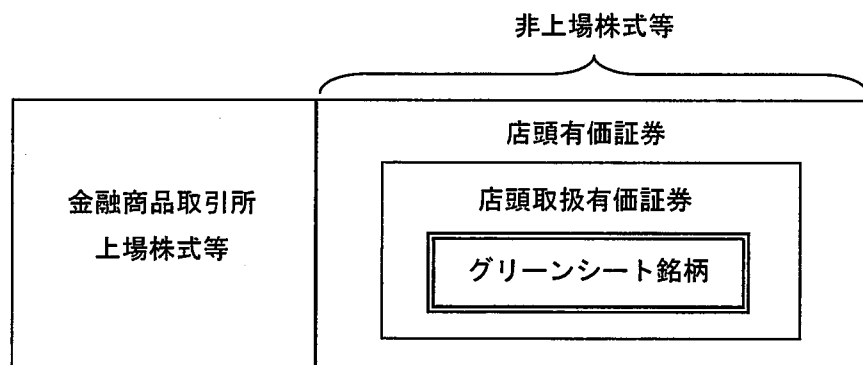
1. はじめに

G S制度¹は、多様な投資家の取引ニーズに対応するため、関係各方面からの証券会社による非上場株式等の売買、投資勧誘を解禁する必要がある旨の提言を受けて、平成9年7月に創設された、証券会社による非上場株式等の投資勧誘及び売買の制度であり、その後日本証券業協会において必要な見直しを行いつつ、運営を行ってきている。

平成22年12月、金融庁において「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」が公表され、新興市場等の信頼性回復・活性化の具体的施策が提示された。これを受け、金融庁及び市場関係者による「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」が設けられ、取り組むべき諸課題について幅広く検討が重ねられた結果、平成23年6月、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る工程表」が公表された。同工程表の「今後の取組」において、G S制度の現状を踏まえ「日証協は、平成24年3月までを目処に、グリーンシートの役割・あり方について、非上場企業の資金調達機能を担ってきた経緯、本工程表に基づく新興市場に関する取組の状況を踏まえ、抜本的な見直しを行う」こととされた。

そこで、日本証券業協会では、平成23年9月に、同協会会長直轄の私的諮問機関として「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置し、平成24年6月まで7回にわたり検討を行った。本報告書は、本懇談会における検討結果を取りまとめたものである。

【参考：非上場株式等の区分のイメージ】



※1 非上場株式等は、日本証券業協会の規則により、以下のとおり規定されている。

- ・ 「店頭有価証券」とは、取引所金融商品市場に上場されていない株式等をいい、原則、証券会社は顧客へ「店頭有価証券」の投資勧誘を行ってはならない。
- ・ 「店頭取扱有価証券」とは、「店頭有価証券」のうち、その発行会社が一定水準の会社情報の開示を行っているものをいう。

※2 本懇談会では、証券会社による「株式」の投資勧誘を前提として検討を行った。

¹ 別紙5「グリーンシート銘柄制度の概要」参照

2. GS制度の現状とその要因

本懇談会では、GS制度に関して、近年の状況を中心に定量的・定性的情報²を確認したうえ、その要因について市場関係者との意見交換を行い、以下の内容を整理した。

(1) GS制度の現状

GS制度の現状については、以下のような状況が確認される。

- 新規に指定される銘柄数が減少しており、かつ、同銘柄数より指定を取消される銘柄数が上回っている状態が継続しているため、指定銘柄数も減少している。
(直近3年間の新規指定銘柄数：21銘柄、指定取消銘柄数：47銘柄、
平成23年末時点の指定銘柄数：49銘柄)
- GS銘柄に指定されている期間が1年にも満たない³発行会社が散見され、その中には募集等を一度も行わない事例もある。
(直近3年間の新規指定21銘柄のうち、
平成23年末時点で指定取消となった銘柄数：13銘柄
(うち、指定期間が1年未満の銘柄数：9銘柄))
- 上場会社と比較して募集金額が少額にも関わらず、調達できた金額が同募集金額の半分にも満たない事例が多数見られ、十分な資金調達ができていない。
(直近3年間の新規指定銘柄のうち、募集を行った14銘柄による計50回の募集の、
平均募集金額：約7,400万円、平均調達金額：約1,300万円(充足率:約17%)、
調達金額が募集金額の半分に満たなかった銘柄数(募集回数)：10銘柄(43回))
- 全体の売買代金及び売買高が僅少かつ減少し続けている点や、一部を除き、その指定期間中に売買のあった日数が1桁台の銘柄が大半である点を踏まえると、流通(換金)性は低い。
(直近3年間における、
売買代金：約18.6億円
(平成21年：約15.6億円、平成22年：約2.0億円、平成23年：約1.0億円)
売買高：約1,781万株
(平成21年：約589万株、平成22年：約771万株、平成23年：約420万株)
直近3年間の新規指定21銘柄のうち売買が1回も行われていない銘柄数：14銘柄)
- GS銘柄を取扱う証券会社は少数でありかつ減少し続けている。
(GS銘柄を取扱う証券会社数、平成20年末時点：14社、平成23年末時点：10社)

² 別紙6「グリーンシート銘柄制度に関連する定量的データ」参照

³ 日本証券業協会の規則では、GS銘柄の募集等の取扱い等を行った証券会社は、原則、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後6ヵ月を経過する日までの間、同銘柄について指定の取消しの届出を行うことができない。

- 所謂新興市場等へ上場した発行会社の数は11銘柄であり、GS制度創設時から現在までの指定銘柄数(210銘柄)と比較すると少数(5.2%)である。

こうした現状を踏まえ、(2)以下では、その要因を分析する。

(2) 上場へのステップとしての位置付けに係る問題

平成9年6月、証券取引審議会報告「証券市場の総合的改革―豊かで多様な二一世紀の実現のために―」において、新規産業の育成のためにも、幅広い企業に証券市場での資金調達の機会を認めていく必要があるとして、投資家の取引ニーズの多様化等に対応する観点から、「未上場・未登録株の証券会社による取扱いについては、取引の公正性確保のためのルール整備を図った上で認めることが適当である」とされた。具体的には、適切なディスクロージャー、取引の公正性の確保、適切な価格情報の提示を骨子とするルール整備が求められたことを受け、日本証券業協会の規則改正により、証券会社による非上場株式の投資勧誘が解禁されることとなり、気配公表銘柄制度が創設された。GS銘柄とは、この気配公表銘柄の呼称であったが、平成15年4月、同協会の規則において「グリーンシート銘柄」の定義を設けることとなった。また、平成17年4月の同協会の規則改正の際には、GS制度を「一定の要件を満たした場合に非上場株券等について投資勧誘を認める制度」と改めて位置付けている。

「新規産業の育成のため」との目的から、従来より、GS制度は取引所金融商品市場へのステップの場であるとの考え方が主な共通認識であったが、所謂ベンチャー企業を対象とした区分である「エマージング」銘柄の新規指定銘柄数及び指定銘柄数は近年減少傾向にあり、同制度がベンチャー企業の資金調達手段として殆ど利用されていない。この要因としては、GS株式が一般投資家間で幅広く流通することにより、将来的に取引所金融商品市場への上場時において、株主の属性チェックといった上場審査に対する懸念等があり、また、GS会社の資金調達に際し、GS銘柄を取扱う証券会社が投資勧誘を積極的に行うことなく、GS会社自らが縁故者等と交渉し、投資家を探している実態があり、証券会社の仲介機能が発揮できていないことが挙げられる。

加えて、GS制度は、創設時より、GS銘柄の指定に財務基準(売上高、利益、純資産)を設けておらず、証券会社の仲介機能をもって、赤字企業の資金調達等に資することを特徴としているが、現在、各証券取引所に開設されている、所謂新興市場の上場審査基準は財務基準を設けていないものも複数存在し、インフラ環境等が整備されている取引所金融商品市場において、赤字企業の新規上場が可能となっている。したがって、GS制度が創設された平成9年当時から、その環境は大きく変化しており、非上場会社が同制度を利用するインセンティブは低下していると考えられる。

(3) GS会社のコスト負担

GS制度が非上場会社の資金調達手段として利用されていない現状の1つの要因として、実際に資金調達可能な金額と比較して、同制度の利用に伴うコスト負担が過大であるとの

意見がある。特に会社情報の開示義務について、一般的に、発行会社が適時開示を可能とするためには社内の開示体制の整備が不可欠であり、現在のGS会社の業績や資産規模等、GS制度の発行・流通の実態等を踏まえると、同整備に係るコスト負担は過大であるとの意見が相当数寄せられた。

（４）譲渡制限株式の排除

GS銘柄は譲渡制限を付されていないことが指定条件となっているが、非上場株式は会社法上の譲渡制限が付されていることが一般的であり、かつ、実際にはそのような株式の売買が行われている事例が多数あるとの報告があり、GS銘柄の指定条件が利用に当たっての障害になっている可能性がある。

3. 新たな枠組みの必要性

本懇談会では、上記2を踏まえ検討を行い、概ね以下の結論に至った。

(1) GS制度の位置付けの整理

本懇談会では、気配公表銘柄制度の手本とした、ピンクシート等の非上場株式の流通状況の確認を行い⁴、米国において、一般的にピンクシートがナスダック等へのステップの場であるという認識が正しくない点や所謂ベンチャー企業は直接ナスダック等へ新規上場を目指しているケースが多い点が報告された。

発行会社の資金調達の観点からは、取引所金融商品市場へのステップの場としての役割を期待されたGS制度であるが、上記2(1)を踏まえると、現在までに、その役割を果たしているとは考え難いとのコンセンサスが得られた。

(2) 非上場株式の発行・流通に関するニーズ

そもそも、証券会社の投資勧誘により、投資家の非上場株式の売買を可能とする制度の必要性を改めて検討したところ、投資家における状況に応じた換金の必要性、株主優待の取得ニーズ、流通面が機能することに伴う発行面の利用拡大及び取得価格の相続税等評価への利用可能性等の社会的要請があるとの意見が強く、以下の具体的な事例が挙げられ、日本証券業協会の規則において、同事例を受容するための措置が必要とのコンセンサスが得られた。

- 東日本大震災で被災した企業の資金調達ニーズ、及びそのような企業の従来からの取引先等による復興支援を目的とした投資ニーズ
- 将来の上場益を目的とした投資ニーズ
- 地方において影響力が大きい発行会社の株主優待の取得ニーズ
- 銀行が担保として取得した非上場株式の処分ニーズ
- ベンチャーファンドや上場会社が保有することとなった非上場株式の処分ニーズ
- 非上場株式を承継取得した相続人による、相続税の納付に伴う同株式の換金ニーズ
- 取引所金融商品市場への上場を視野に入れた企業による、運転資金の調達ニーズ

したがって、本懇談会では、同事例を含む、非上場会社及び投資家等の様々なニーズに応えるべく、従来のGS制度のイメージ・目的には必ずしもとらわれない、非上場株式の発行・流通に幅広く利用される枠組み（以下「新たな枠組み」という。）を講ずるべく、その具体的な方向性を検討することとした。

⁴ 別紙7「米国における未公開株取引」参照

4. 新たな枠組みの方向性

本懇談会では、新たな枠組みの方向性を検討し、以下の点について概ね意見集約が行われた。

(1) 基本的な考え方

G S制度を利用する主な要件として、発行会社については、G S銘柄に譲渡制限が付されていない等の指定条件、会社情報の開示義務が、また、証券会社については、G S会社に対する適当性の審査、売買価格等の公表、会社情報の開示指導等の義務が課されている。これは、取引所金融商品市場へのステップの場としての位置付けから、同市場に準じた発行・流通を前提とする、投資家保護を目指した規制であると考えられる。

しかしながら、非上場株式の売買は、証券会社と投資家、若しくは、投資家間で行われる散発的・非継続的な相対売買であり、例えば、取引所金融商品市場におけるディーリングのように、短期間の反復的な売買による利益獲得を求めることは基本的に想定し難く、取引所金融商品市場と同程度の流動性が積極的に求められているとは考え難い。新たな枠組みについては、このような非上場株式の発行・流通の状況を踏まえ、投資家保護の観点に十分留意したうえで、関係者にとって可能な限り利便性の高いものとする方向で検討することが望ましい。

(2) 発行会社に関する検討

① 指定条件

2(4)のとおり、会社法上の譲渡制限が付された非上場株式の売買が行われている事例が多数あることを踏まえ、幅広い発行会社の利用や流通を目指す観点から、譲渡制限が付されている非上場株式の売買（投資勧誘）も会社法上の必要な手続きを踏まえたうえ、可能となるよう検討する。また、その他のG S銘柄の指定条件である、株主名簿管理人への事務委託や株券の様式の適合についても併せて検討する。

② 勝手売買

平成17年4月、証券取引法（現行、金融商品取引法）においてG S銘柄が「取扱有価証券」と規定され、インサイダー取引規制等の対象となったことに伴い、日本証券業協会の規則上、全てのG S会社において、同規制の解除のために行う重要事実の公表（以下「適時開示」という。）義務が課されることとなり、G S制度への能動的な関与が必要となった。それ以前には、株主が一定程度広がっている事例が多くあると考えられる、「継続開示会社」⁵の発行する非上場株式について、証券会社の投資勧誘を介し、一般投資家が購入することが可能であった。このように、会社法上の譲渡制限の付されていない株式については、発行会社自身が流通の促進に積極的であるか否かにかかわらず、相続の必要等に応じた換金

⁵ 金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社をいう。

ニーズや株主優待の取得ニーズは一定程度見込まれ、証券会社は同ニーズに基づく投資勧誘が可能であった（以下「勝手売買」という。）。実際、地域密着型企業を対象として平成17年3月まで存在した、GS制度の「リージョナル」区分銘柄の勝手売買は、現在のGS銘柄と比較して盛んであった。

新たな枠組みでは、自社株式の流通促進に積極的ではなく、将来的に取引所金融商品市場へ上場する予定が無い非上場会社であっても、「継続開示会社」の株式について、証券会社の投資勧誘を介する勝手売買を可能とする方向性で検討するべきとの意見が多かった。

③ 会社内容開示

日本証券業協会の規則におけるGS銘柄の会社情報の開示義務については、主に会社内容説明書⁶等の提出（以下「会社内容開示」という。）義務と適時開示義務があり、前者については、気配公表銘柄制度の創設当初から、証券会社による非上場株式の投資勧誘を解禁するために、適切なディスクロージャーが必要との観点から導入された。

金融商品取引法上、少人数私募⁷等において、届出を必要とせずに、適格機関投資家以外の投資家（以下「一般投資家」という。）に対する証券会社の投資勧誘が認められているにも関わらず、現行のGS銘柄を含む店頭取扱有価証券の私募等における投資勧誘を行う場合には、証券会社に発行会社が作成した会社内容説明書等の使用を義務付けている。これは、発行会社の事業内容等を全く知らない一般投資家を保護する観点から、証券会社が投資勧誘を行うに当たって、適切なディスクロージャーによって、必要な投資判断材料を提供することを目的とした措置である。

また、会社内容説明書の要件として、記載される直前事業年度の財務諸表等に対し、適正である旨の監査報告書が添付されている必要があるが、職業専門家である第三者の監査法人等の監査を受けることにより、発行会社の社内体制の整備に一定の水準が確保されることも効果として考えられる。加えて、現行の日本証券業協会の規則においては、実務上の運用により、季節変動性や所属するマーケットの慣習等の影響を受けながら、発行会社が事業活動を行った結果が投資判断材料として必要であると考えられており、原則、直前事業年度1年間を必要としている⁸。

以上を踏まえ検討したところ、新たな枠組みにおいても、証券会社による投資勧誘には何らかの投資判断材料の提供は必要であり、GS銘柄と同様、証券会社に発行会社が作成した会社内容説明書等の使用を義務付ける方向で今後具体的な検討を行う。

⁶ 日本証券業協会の規則に規定している、有価証券報告書の「企業情報」の記載事項に準拠して記載されている、証券会社等が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。

⁷ 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘で「募集」に該当しないもののうち、50名未満の者に投資勧誘を行うものをいう。

⁸ 別紙8『グリーンシート銘柄制度の運用に関するQ&A』（抜粋）参照

④ 適時開示

日本証券業協会規則上の会社情報の開示義務のうち適時開示義務については、平成 15 年 12 月の金融審議会金融分科会第一部会の報告において、基本認識として「グリーンシートは、未だ認知度が低く、中小企業の一般的な資金調達の間とはなっていない。ただ、グリーンシート銘柄への投資家は、ほとんどが縁故増資に応じた個人であり、それまで株式投資の経験に乏しく長期保有傾向が強いため、逆にいえば、潜在的にグリーンシート公開が可能な全国の膨大な数の中小企業が、今後実際に活用するようになれば、新たな個人投資家の裾野が大きく広がる可能性がある。」としたうえで、改革の方向性として「グリーンシートは、ビッグバン改革に際しての店頭市場と同様、証券取引法に規定して国民の認知度を高め、不公正取引ルールを適用して信頼性を高めることが先決である。一方、ディスクロージャーについては、現在と同じく証券業協会の自主規制によることを基本にして、参入障壁を高めず自由度を維持していくべきである。」とされたことを受け、平成 17 年 4 月に導入された。しかしながら、これまでの非上場株式の流通については、2（1）のとおり、GS 銘柄を含め、一般投資家が広く参加している状態とは言えず、当面、取引所金融商品市場と同程度の売買が行われることは考え難い。新たな枠組みを利用する発行会社の適時開示義務については、このような実状を踏まえて、今後具体的な検討を行う。

（3）投資家に関する検討

日本証券業協会の規則上、募集等により非上場株式（店頭取扱有価証券）を取得した投資家は、発行会社による適時開示が行われていない状態で、証券会社等を介し、適格機関投資家を相手方とした譲渡が可能である一方、一般投資家を相手方とした譲渡は制限されている。これは、譲渡の相手方（適格機関投資家）が有価証券投資に係る専門的な知識・経験を有していることに基づくものである。⁹

こうした観点から、現在の GS 銘柄の投資家を見ると、GS 会社の取引先や、役職員の縁故者等がほとんどであり、また、旧リージョナル銘柄への投資家は、地域の電鉄会社等住民によく知られた会社の利用者が多かったとされる。上記 3（2）の事例においても、発行会社に何らかの馴染みのある法人・個人が売買の中心になると考えられるが、このような投資家は、GS 銘柄の投資勧誘において制度上想定している、全く不特定多数の一般投資家とは異なり、同じく一般投資家であっても、個別の発行会社の特性に応じて、主体的に当該会社情報に関する知識等を取得することが可能な投資家として整理することもできると考えられる。

そこで、新たな枠組みを利用する発行会社の株式の流通（投資勧誘）は、限定された投資家間においてのみ可能とし、また、当該限定の要件については、個別の発行会社の特性

⁹ 平成 17 年 4 月の日本証券業協会の規則改正に際し、店頭有価証券の流通面及び募集等の取扱場面での投資勧誘について、適格機関投資家以外の対象につき、継続検討事項としている。

に応じて、外形的な基準¹⁰及び適合性の原則等が適用される方向で今後具体的な検討を行う。なお、(2)③のとおり会社内容開示義務を課す前提であれば、資金調達時の投資家の投資判断材料は現行と同程度、担保されることとなるため、今後の検討は主に流通段階について行う。

(4) 証券会社に関する検討

証券会社が新たな枠組みを利用する発行会社の株式を取扱う場合に求められる役割については、GS制度で求められていた适当性の審査、売買価格等の報告、会社情報の開示の指導等の義務を整理する必要があると考えられる。その上で、限定された投資家間での流通という流通範囲の担保や、また、投資家保護の観点から、新たな枠組みにおける不公正取引の排除についても、証券会社に一定の役割を求める必要があると考えられる。

更に、GS制度について、悪用された事例が生じたことを踏まえ、悪意のある者により未公開株詐欺や顧客資産の流用等に利用される可能性を考慮し、今後の具体的な制度設計においては、証券会社の品質を一定程度担保する規制の導入を検討する必要がある。¹¹

(5) その他の検討

① フェニックス銘柄制度について

日本証券業協会における「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」では、GS制度の他、フェニックス銘柄制度について規定されている。上場廃止後の換金制度として創設された趣旨を踏まえつつ、受け皿市場としてのフェニックス銘柄制度についても検討すべきとの意見があった¹²。

② 反社会的勢力の排除

非上場株式の売買が幅広く行われることにより、新たな枠組みを利用する発行会社に反社会的勢力と関係を有する可能性が高まるとの意見が挙げられたが、新たな枠組みが日本証券業協会の管理下にある点、及び、同制度を利用する投資家は証券会社に口座開設を行う必要があり、口座開設時には必ず本人確認・反社会的勢力該当性に係る審査が行われる点から、反社会的勢力の排除については、現行のGS制度同様に手当されることとなることが確認された。

¹⁰ 地域による限定、取引関係の有無による限定などが考えられる。

¹¹ 例えば、新たな枠組みにおいて取扱いを希望する証券会社に対して、日本証券業協会において、運営・責任体制等に問題がないか、取扱開始時やその後の状況の変更に応じた確認を行うといった規制が考えられる。

¹² フェニックス銘柄制度については、「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」(⑨上場廃止銘柄の受皿)における今後の取組みにおいて、①同銘柄の指定基準、取扱期間、②仮に上場廃止となる銘柄が増加する場合に備えて、既存の取引所のシステムやPTSの利用、清算体制の整備、開示・売買管理体制等を日本証券業協会において検討することとされている。

(6) 新たな枠組みの方向性イメージ

		新たな枠組みの方向性	GS制度
制度目的		非上場会社及び投資家等の様々なニーズに応えるべく、非上場株式の発行・流通に幅広く利用されることを目的とする。	取引所金融商品市場へのステップの場として位置付けられている。
想定される流通の程度		様々なニーズに基づく散発的・非継続的な売買需要を満たす水準を想定している。	取引所金融商品市場に準ずる水準を目指している。
会社内容開示		証券会社による投資勧誘において、発行会社が作成した会社内容説明書等の使用を義務付ける。	証券会社による投資勧誘において、発行会社が作成した会社内容説明書等の使用を義務付けている。
適時開示		今後、具体的な検討を行う。	発行会社に適時開示を義務付けている。
投資家	発行	限定された投資家のみ	一般投資家を含む全ての投資家
	流通	限定された投資家間のみ	一般投資家を含む全ての投資家
取扱う証券会社の役割等		相対取引であることを前提に、限定された流通範囲の担保や不正取引排除といった投資家保護等の観点から、証券会社の品質を一定程度担保する規制を導入する。	・ 適当性の審査義務 ・ 売買価格等の報告義務 ・ 会社情報の開示の指導義務 ・ 外形的な指定基準なし。

注) 上記の新たな枠組みの方向性は、本懇談会において、今後の日本証券業協会における制度設計において留意する必要があるとした内容である。

5. おわりに

以上のとおり、本懇談会は、GS制度の果たしてきた役割等に基づき問題点を整理すると共に、今後必要とされる非上場株式の発行・流通の新たな枠組みの方向性等を取りまとめた。今後、日本証券業協会において、更に具体的な検討を行うこととなるが、本報告書で取りまとめた方向性を踏まえつつ、利用者の利便性、投資家保護の観点及び実務的な問題点を十分に考慮のうえ、柔軟な検討が行われることを期待する。

併せて、将来的には、新たな枠組みが幅広く利用されることにより、様々な理由で非上場株式等を保有するに至った保有者の換金ニーズや、限定された投資家における資金運用手段の多様化ニーズ、更には、ベンチャー企業を含む地場企業や中小企業など様々な発行会社の多様な資金調達・資本政策ニーズに、証券会社が応えていくようになることを期待する。

以 上

新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表（抜粋）

平成 23 年 6 月 23 日

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組
<u>1. 上場前の企業の新興市場への上場促進</u> <u>① グリーンシートの活用促進</u> ・ グリーンシート銘柄に指定されている間に良好な開示実績等を有する場合には、新興市場への上場の際に審査を簡略化する等のメリットを付与し、上場に向けた企業の負担を軽減する。	・ 日本証券業協会(以下「日証協」という。)は、平成 24 年 3 月までを目途に、グリーンシートの役割・あり方について、非上場企業の資金調達機能を担ってきた経緯、本工程表に基づく新興市場に関する取組の状況を踏まえ、抜本的な見直しを行う。

「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」の設置について

平成 23 年 9 月

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」が平成 23 年 6 月 23 日付で取りまとめた「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」1 ①に掲げられた「今後の取組」について検討を進めるため、本協会長直轄の私的諮問機関として、標記懇談会（以下「本懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

グリーンシート銘柄制度の役割・あり方について、非上場企業の資金調達機能の担ってきた経緯、本工程表に基づく新興市場に関する取組の状況を踏まえ、抜本的な見直しを行う。

3. 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、市場関係者及び有識者の委員により構成する。
- (2) 本懇談会には、同委員から選任した座長を置く。
- (3) 本懇談会は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (4) 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- (5) 本懇談会の検討状況等は、適宜、ホームページ及び協会WANに掲載するとともに、自主規制会議及び証券戦略会議に報告する。

4. 検討期間

本懇談会は、平成 24 年 3 月までを目途に検討を行う。

5. 事務局

本懇談会の事務局は、本協会政策本部市場企画部が担当する。

以 上

「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」委員名簿

平成 24 年 6 月 1 日現在

座 長	秦 信 行	(國 學 院 大 学 経 済 学 部 教 授)
委 員	安 達 俊 久	(日 本 ベ ン チ ャ ー キ ャ ピ ッ ト 協 会 会 長)
〃	池 田 弘	(日 本 ニ ュ ー ビ ジ ネ ス 協 議 会 連 合 会 会 長)
〃	磯 崎 哲 也	(磯 崎 哲 也 事 務 所 代 表)
〃	大 崎 貞 和	(野 村 総 合 研 究 所 主 席 研 究 員)
〃	片 岡 彦	(み ど り 証 券 投 資 銀 行 部 長)
〃	片 山 隆 之	(東 洋 証 券 取 締 役)
〃	佐 藤 巖	(大 阪 証 券 取 引 所 エキティ本部エキティ企画グループ 上 席 調 査 役)
〃	高 山 茂 樹	(大 和 証 券 I B ソ リ ュ ー シ ョ ン 部 ソ リ ュ ー シ ョ ン 課 副 部 長)
〃	丹 野 美 絵 子	(全 国 消 費 生 活 相 談 員 協 会 理 事 長)
〃	服 部 敬	(野 村 證 券 公 開 引 受 部 企 画 課 長)
〃	浜 田 博 幸	(み ず ほ 証 券 コーポレートファイナンス部 ファイナンスコンサルティング室長)
〃	松 崎 裕 之	(東 京 証 券 取 引 所 上 場 部 長)
〃	松 田 修 一	(早 稲 田 大 学 名 誉 教 授)
〃	村 口 和 孝	(日 本 テ ク ノ ロ ジー ベ ン チ ャー パ ー ト ナー ズ 無 限 責 任 組 合 員 (ジェネラル・パートナー)
〃	弥 永 真 生	(筑 波 大 学 大 学 院 ビ ジ ネ ス 科 学 研 究 科 教 授)
オブザーバー	岡 田 江 平	(経 済 産 業 省 経 済 産 業 政 策 局 産 業 資 金 課 長)
〃	後 藤 健 二	(金 融 庁 市 場 業 務 参 事 官)

以 上 委 員 16 名
(敬称略・五十音順)

「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」における検討の経過

平成 24 年 4 月 23 日

	開催日時	議 事 内 容
第 1 回	平成 23 年 11 月 4 日	○ G S 制度の概要等・変遷・定量的データの説明 ○ 未公開株詐欺被害の現状と本協会等の取組状況の説明 ○ 米国における未公開株取引の現状について（野村総合研究所 大崎委員）
第 2 回	12 月 16 日	○ ベンチャー企業政策について（経済産業省） ○ ベンチャー企業の観点からの提言（関東ニュービジネス協議会 池田委員）
第 3 回	12 月 22 日	○ ベンチャーキャピタル業界の動向及び G S 制度への要望（日本ベンチャーキャピタル協会 安達委員） ○ 取扱会員からの G S 制度への意見等（みどり証券 片岡委員）
第 4 回	平成 24 年 1 月 31 日	○ G S 銘柄の発行会社からの G S 制度への要望（㈱旅籠屋 甲斐社長） ○ G S 制度の抜本的な見直しを行うための論点の整理
第 5 回	2 月 15 日	○ 過去に G S 銘柄の取扱いのあった会員からの要望（今村証券 今村社長） ○ G S 制度の抜本的な見直しを行うための検討
第 6 回	3 月 14 日	○ G S 制度の抜本的な見直しを行うための検討
第 7 回	6 月 7 日	○ 本懇談会における報告書の取りまとめ

以 上

別紙
4



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

グリーンシート銘柄制度の概要

平成23年11月4日

日本証券業協会 政策本部 市場企画部

別紙 5

1. 金融商品取引法におけるグリーンシート銘柄の位置付け

- グリーンシート銘柄は金融商品取引法第67条の18第4号において、「取扱有価証券（当該認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。））」と規定されている。
- グリーンシート銘柄は、金融商品取引法において、気配・売買状況の報告・公表、インサイダー取引規制等の適用が規定されている。

2-1. 投資勧誘の観点から見た非上場株式等の区分

◎ 株式等は、証券会社による投資勧誘の観点から、本協会規則に以下の
とおり規定されている。

非上場銘柄

金融商品取引所

上場銘柄

店頭有価証券(店頭規則第2条)

店頭取扱有価証券

(店頭規則第2条)

グリーンシート銘柄

(GS規則第2条)

※1 本資料において、「店頭有価証券に関する規則」を「店頭規則」、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」を「GS規則」という。

※2 金商法で規定する「店頭売買有価証券」については、現在、日本証券業協会への登録はない。

2-2. 投資勧誘の観点から見た非上場株式等の区分

	定義	証券会社による投資勧誘	
		適格機関投資家	一般投資家 ※1
店頭有価証券	上場銘柄以外の株券等	△ (取得した適格機関投資家に譲渡制限を付すことを条件としている。)	×
店頭取扱有価証券	店頭有価証券のうち、その発行会社が会社内容説明書等を作成している株券等	△ (取得した適格機関投資家に譲渡制限を付すことを条件としている。)	発行: △ (募集・売出し等において、取得した一般投資家に譲渡制限を付すことを条件としている。) 流通: × ※2
グリーンシート銘柄	店頭取扱有価証券等のうち、GS規則で規定する要件(次頁参照)を満たすもの	○	○

※1 本資料において、適格機関投資家以外の顧客を「一般投資家」という。

※2 上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘は、この限りではない。(店頭規則第8条)

3. グリーンシート銘柄の主要要件

□ 証券会社(取扱会員)において、グリーンシート銘柄として適当であると判断し、本協会へ届け出る。(GS規則第7条～9条)

□ グリーンシート銘柄の発行会社は法令上のインサイダー取引規制の対象となるため、所謂タイムリー・ディスクロージャーを行わなければならない。(GS規則第16条)

□ 取扱会員等は、売買価格の参考となる売り気配又は買い気配、及び店頭取引の内容について、毎営業日又は週1回以上の頻度で、本協会へ報告しなければならない。(GS規則第35条)

※「取扱会員」とは、GS規則に規定しており、グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うとともに審査、ディスクロージャー指導、気配提示等の義務を負う会員をいう。

4. グリーンシート銘柄制度の位置付け

- 我が国経済の将来を担う新興企業の株式をはじめ幅広い種類の株式等様々な成長過程の企業の参入が可能な場
- 従来の組織された公開市場の前段階としての機能を果たすことが期待される市場

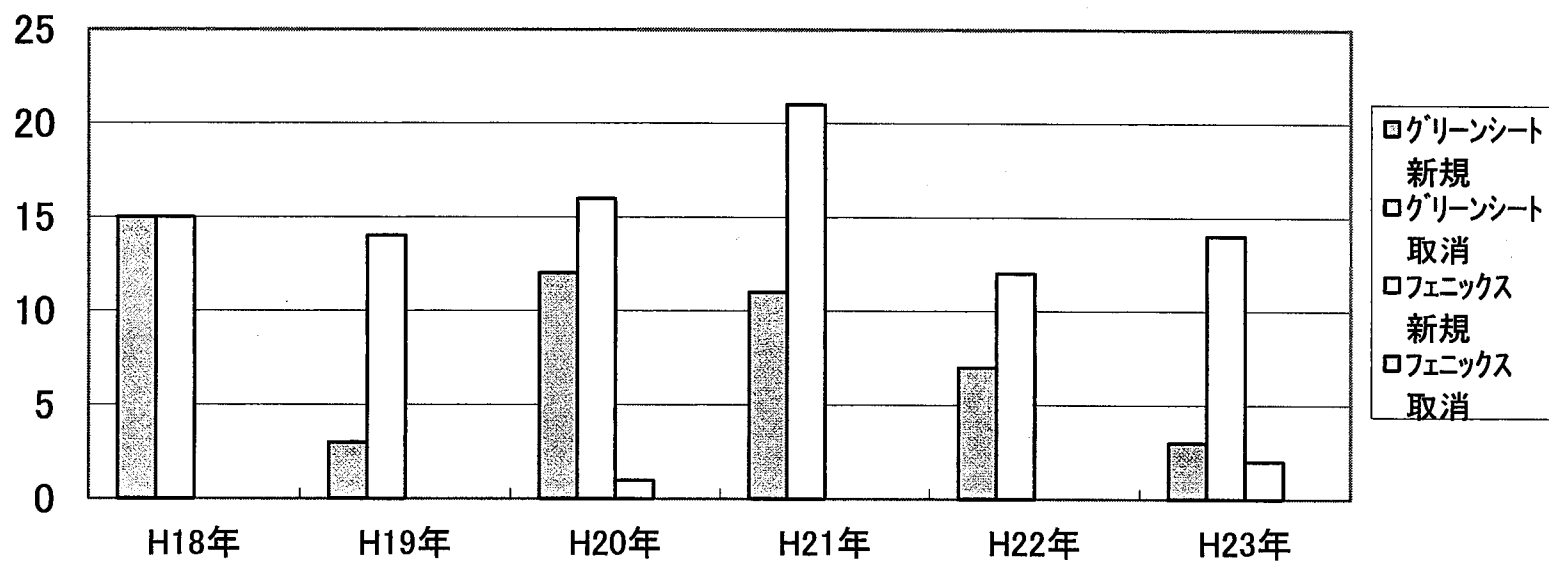
＜平成12年1月公表「グリーンシート市場の活性化を目指して(中間報告)」抜粋＞

- 証券会社による投資勧誘を介在させることによる、投資家にとっての未公開有価証券の売買の仕組みの提供(流通機能)及び未公開会社にとっての資金調達のための提供(発行機能)

＜平成14年10月公表「独自性を発揮したグリーンシート市場の発展を目指して」抜粋＞

<グリーンシート銘柄制度に関する定量的データ>

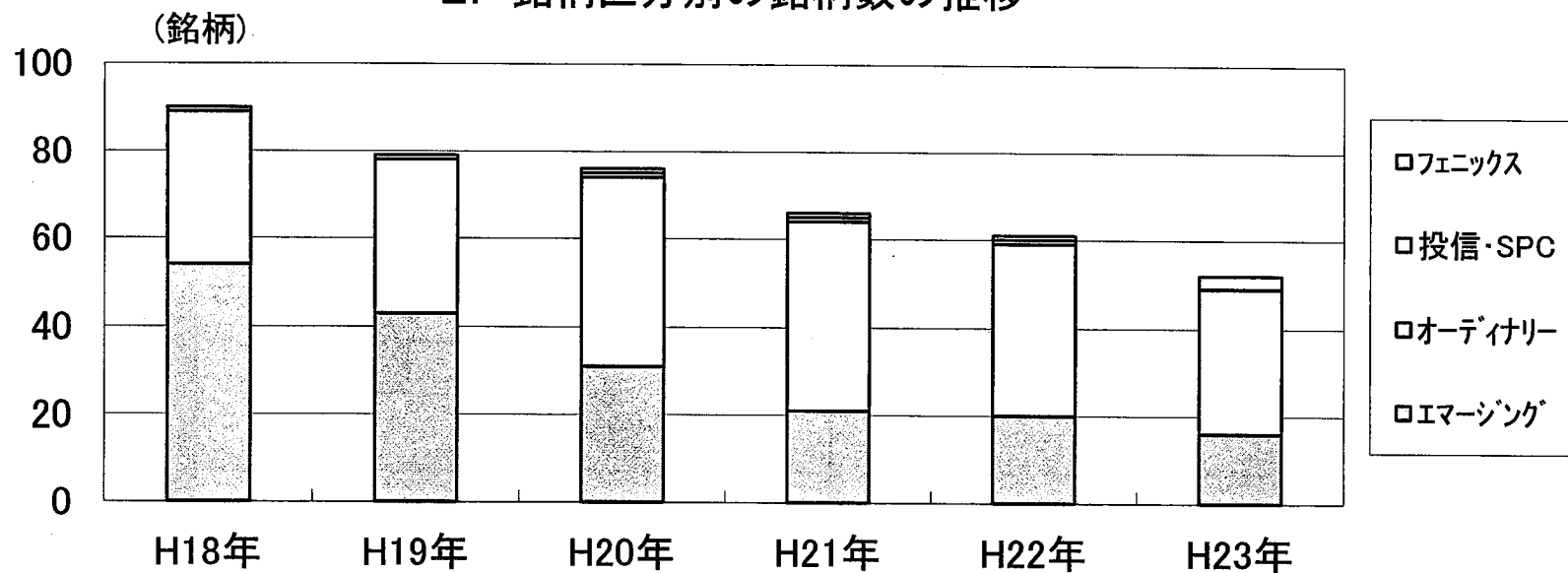
(銘柄) 1. 新規指定・取消銘柄の推移



		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
グリーンシート	新規指定	15	3	12	11	7	3
	取消	15	14	16	21	12	14
フェニックス	新規指定	—	—	1	0	0	2
	取消	—	—	0	0	0	0

別紙 6

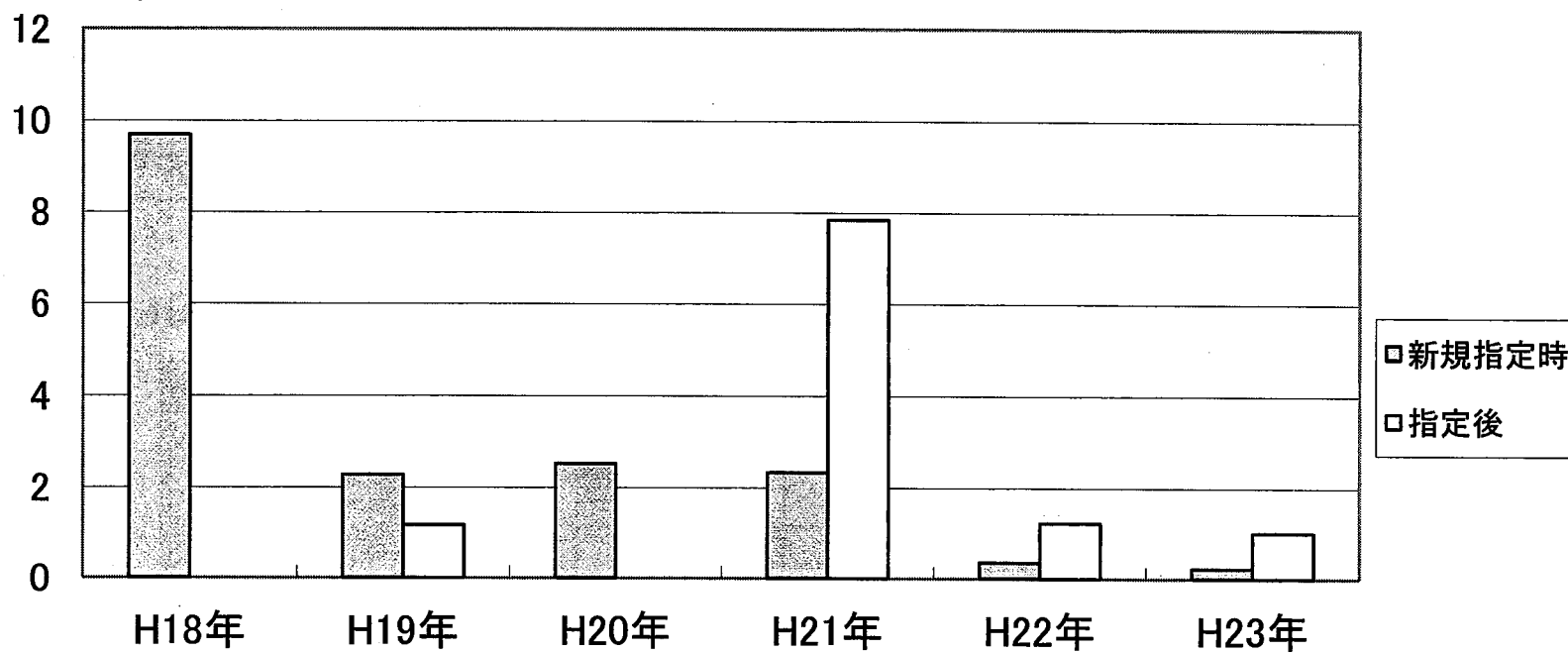
2. 銘柄区別の銘柄数の推移



	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
イマージング	54	43	31	21	20	16
オーディナリー	35	35	43	43	39	33
投信・SPC	1	1	1	1	1	0
フェニックス	—	—	1	1	1	3
合計	90	79	76	66	61	52

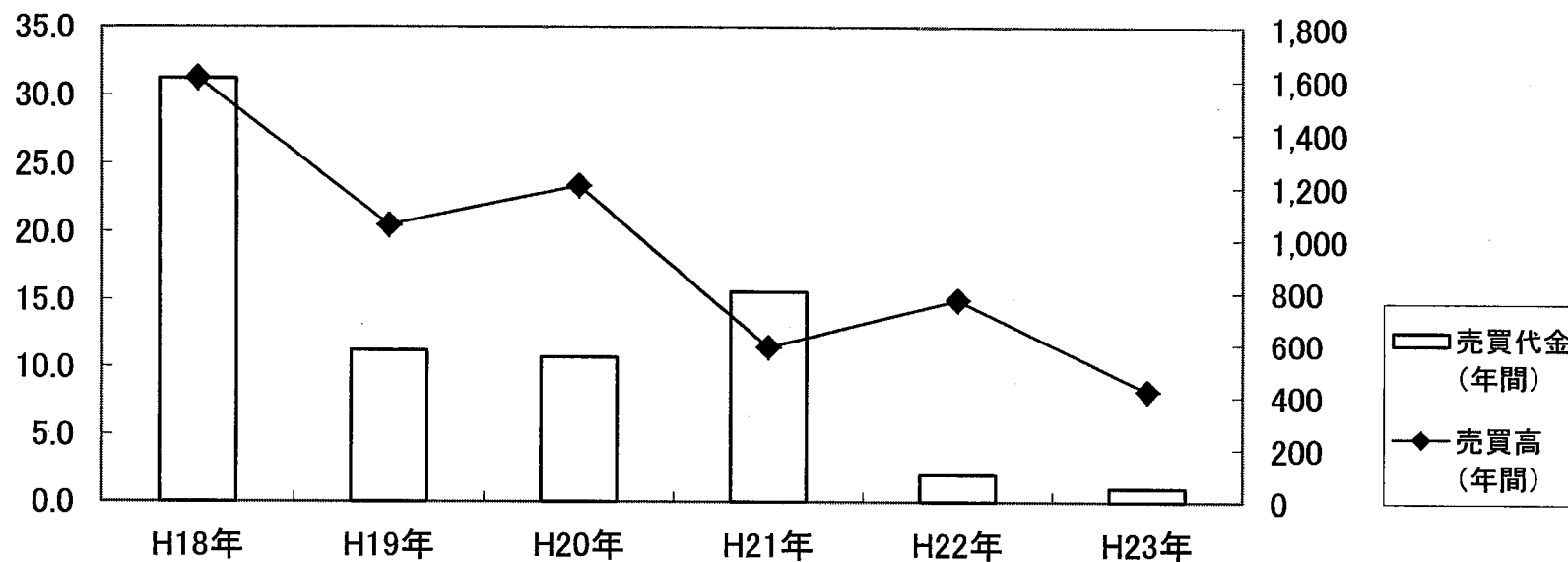
3. 資金調達状況(グリーンシート銘柄)

(億円)



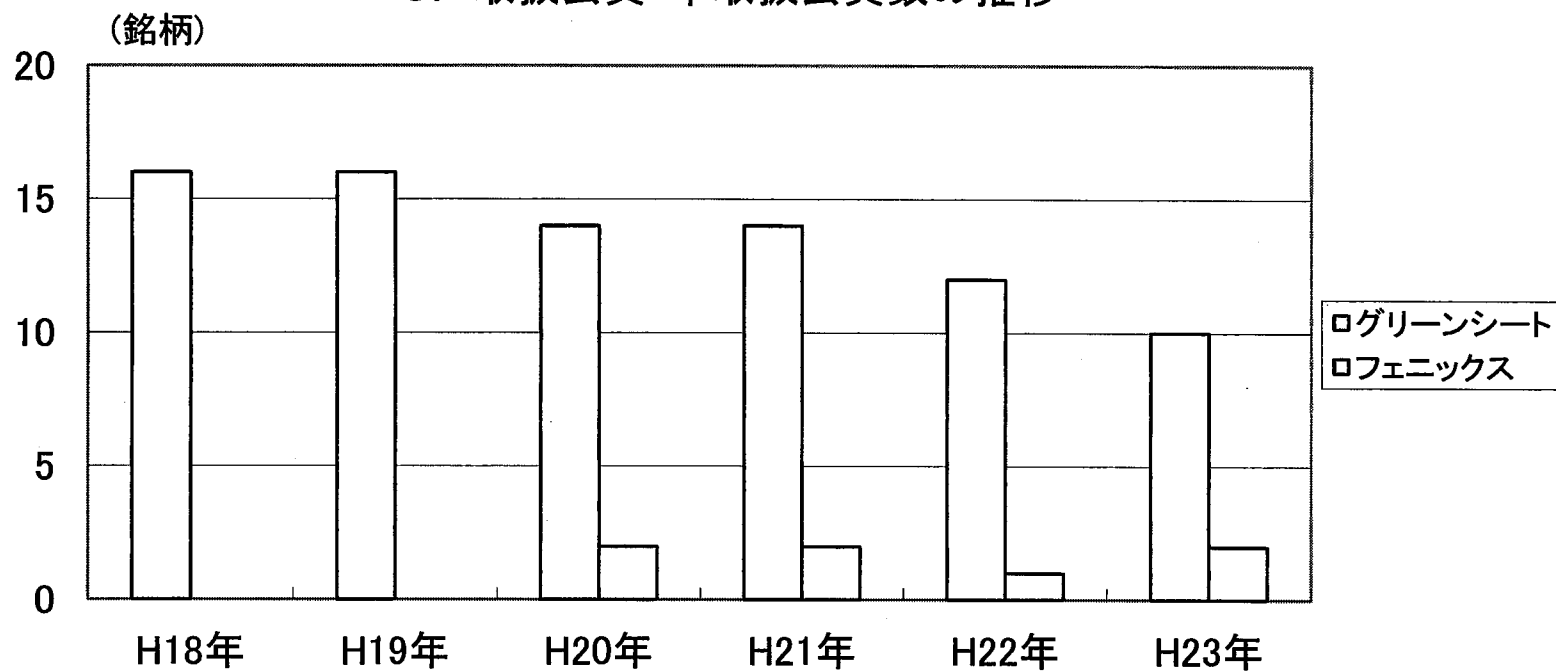
		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	億円
新規指定時	金額	9.6	2.2	2.5	2.3	0.3	0.2	
	件数	14	3	9	10	2	2	
指定後公募	金額	0	1.1	0	7.8	1.2	1.0	億円
	件数	0	2	0	11	15	17	

(億円) 4. 売買代金と売買高(グリーンシート銘柄) (万株)



		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	
売買代金	年間	31.2	11.2	10.7	15.6	2.0	1.0	億円
	1ヶ月平均	2.6	0.9	0.8	1.3	0.1	0.0	
売買高	年間	1,606	1,054	1,203	589	771	420	万株
	1ヶ月平均	133	87	100	49	64	35	

5. 取扱会員・準取扱会員数の推移



	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
グリーンシート	16	16	14	14	12	10
フェニックス	-	-	2	2	1	2

6. 証券会社別取扱銘柄数(グリーンシート銘柄)

H24年3月31日現在

証券会社(9社)	取扱会員	準取扱会員
みどり	40	0
アルバース	3	38
みずほ	3	0
おきなわ	3	0
益茂	2	1
みらい	1	0
リーディング	1	0
岡安証券	0	1
木村	0	6

グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会資料

米国における未公開株取引

2011年11月4日

株式会社野村総合研究所
未来創発センター 主席研究員
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

大崎 貞和

s-oosaki@nri.co.jp

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

別紙 7

非上場株式をめぐる基本的な枠組み

- 株式新規公開 (initial public offering) とは、文字通り、株式の公募 (public offering) を初めて行うことであり、取引所市場への「上場」や株式店頭登録とは直接関係ない。
- 1933年証券法は、「公募」を行う場合の証券取引委員会 (SEC) への登録を義務づける。
 - 公募は通常、証券会社の引受を伴うが、例外的にDPO (direct public offering) もある。
 - 発行後の分売 (日本法では売出し) によっても登録義務が生じる (分売者に登録義務)。
 - 登録義務のない「私募」の方法の一つが、レギュレーションD (セーフハーバー・ルール) に依拠する自衛力認定投資家向けの発行。
 - 上場しない株式は、私募で発行され、譲渡制限を付されるのが一般的。適格機関投資家間で売買される限り登録免除となる規則144A (発行規制ではない) に依拠しながら分売され、流通する場合もある。
- 1934年証券取引所法は、SEC登録のなされない銘柄を取引所市場で取引することを原則として禁じる。
 - 株主数などの外形基準によっても証券取引所法上の登録義務が生じることがある。
- かつては全米証券業協会 (NASD) が、非上場株式の流通を円滑化するために店頭登録市場 Nasdaq を運営。
 - 登録基準自体がかなり厳しく、NMS (National Market System) 銘柄については上場株式と同様の報告義務等が課されたため、店頭登録と上場の違いはそれほど大きくなかった。
 - Nasdaq は2006年8月証券取引所となり、登録銘柄はすべて上場銘柄に。

OTCブリテンボード

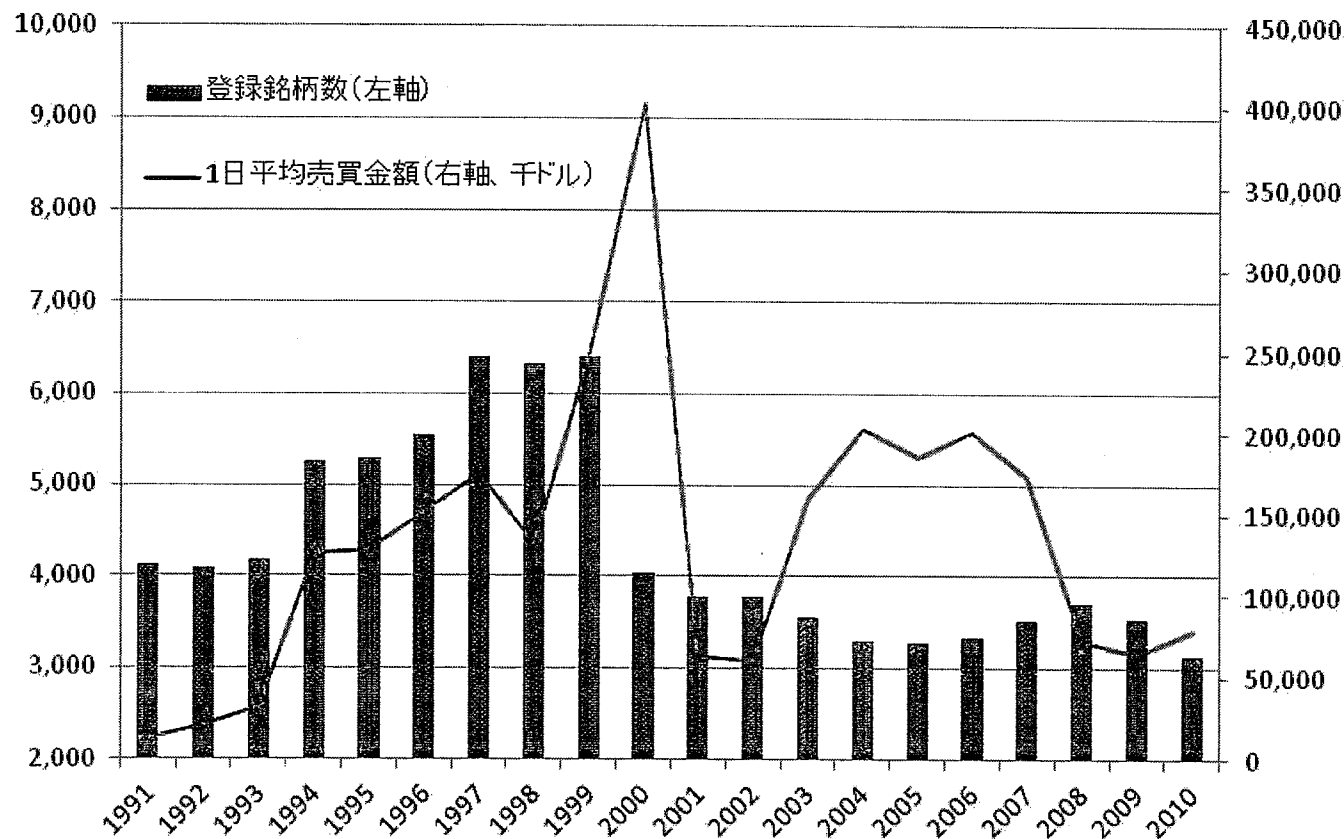
■OTC Bulletin Board (OTCBB)は、1990年6月開設。

- 時価が5ドル以下の小型株(ペニースtock)をめぐる詐欺的勧誘が横行し、1990年1月のペニースtock改革法に基づき、開設勧告。
- NASDによって開設され、現在はその後身であるFINRAが運営。
- 登録銘柄ごとに気配を提示するマーケット・メーカーの名称と連絡先、売買気配が表示される。

■1993年以降、約定後90秒以内の報告、1934年法に基づくSECへの登録と法定継続開示、が義務づけられた。

- 法定開示の義務づけで3,000銘柄以上が登録廃止に。
- 上場銘柄との本質的な違いは、情報開示のレベルではなく、上場基準及び発行会社自身による上場(登録)申請の有無。

(参考)OTCBBの登録銘柄数と売買金額の推移



(出所)FINRA資料より作成。

「ピンクシート」

■ 1904年に創刊された気配表が起源。

- 名称は紙の色に由来。債券のイエローシートもあった。
- 非上場銘柄の気配を掲載するものだが、ナスダック登録銘柄も含まれていた。ナスダックに登録できない銘柄の取引の場というのは誤解。
- 取引自体は、マーケット・メーカーとの電話等でのやり取りで行われ、取引システムは特に設けられていなかった。

■ National Quotation Bureau が出版元となっていたが、1997年にCromwell Coulson氏によって買収され急速に変貌。

■ 1999年以降、インターネット上の気配表示システムとなる。

- 現在では注文執行機能も付加されている。

■ 2000年6月、社名をピンクシートに変更。2008年4月、ピンクOTCマーケットツに変更。2010年11月、OTCマーケットツ・グループに変更。

- 現在では「ピンクシート」は俗称とされている。

■ 2007年3月以降、情報開示のレベルなどをベースとした銘柄区分を導入。

- 2011年10月31日時点では、登録銘柄数10,121、一日取引金額5億ドル、約定件数66,782。

OTCマーケットの市場区分

OTC QX (287 銘柄)	OTC QX インターナショナル	- 外国の証券取引所に上場。 - 総資産 200 万ドル以上。 - 純資産 100 万ドル以上、純収入 50 万ドル以上、売上高 200 万ドル以上、時価総額 500 万ドル以上のいずれかに該当。 - 財務諸表及び適時開示情報を英語で開示。 - 米国連絡先 (PAL) を設置。 - S&P Corporation Record または Mergent Manuals に掲載。 ※ NYSE 外国企業上場基準を満たす場合は OTCQX インターナショナル・プレミアに分類される。
	OTC QX US	- 実態のある事業を営み総資産 200 万ドル以上。 10 セント以上の買い気配を維持。 - 破産や組織再編手続中ではない。 - 普通株 100 株以上を保有する株主が 50 人以上。 - 売上高 200 万ドル以上、純資産 100 万ドル以上、純収入 50 万ドル以上、時価総額 500 万ドル以上のいずれかに該当。 - 監査済み財務諸表を OTCQX.com で開示 (SEC 登録がある場合は EDGAR で開示)。 - S&P Corporation Record または Mergent Manuals に掲載。 - 適切な適時開示を行う。 ※ ナスダックの上場維持基準を満たす場合は OTCQX US プレミアに分類される。
OTC QB (3,660 銘柄)		- SEC または銀行監督当局に登録を受け、継続開示を行っている。 - 数値基準は特にない。 ※ OTCBB 登録銘柄が含まれ、約 30 銘柄については OTC マーケットのシステムでは取引できない。
OTC ピンク (6,174 銘柄)	継続開示銘柄 (2,123 銘柄)	- OTC マーケット・グループのガイドラインに基づく情報開示を行っている。 - 営業実態のないシェル・カンパニー等でも登録可能。
	限定開示銘柄 (670 銘柄)	- ガイドラインに基づく情報開示は行わないが、過去 6 ヶ月以内に開示した財務情報等が存在。 - 破産手続中、経営再建中でも登録可能。
	非開示銘柄 (3,381 銘柄)	開示されている情報が存在しないか、存在しても 6 ヶ月以上前の情報のみ。

注) 各銘柄区分に属する銘柄数は 2011 年 10 月 31 日時点。

近年の動き

- セカンド・マーケット(Second Market)やシェアズ・ポスト(Shares Post)など、ベンチャーキャピタルやエンジェル投資家の保有する非上場株式を売買するための新たな仕組みも生まれている。
- セカンド・マーケットの運営会社はブローカー・ディーラーであり、ATSとしての登録を受けている。
 - 2008年の開設以降、550社以上の未公開株について7億ドル以上の売買を成立させたとしている。
- シェアズ・ポスト(2009年創業)は、単なる情報掲示板だとしてブローカー・ディーラーや取引所としての登録は受けていない。
 - 但し、登録ブローカー・ディーラーであるEmerson Equity が売買の媒介を行う。
 - フェイスブック、ツイッター、グーポンなど著名な会社の株式を非公開段階から売買。インデックスも発表。
 - 7万7千以上の機関投資家、エンジェル投資家が参加しているとする。

グリーンシート銘柄制度の運用に関するQ & A（抜粋）

2. GS銘柄の適当性に係る審査について

2-1

決算期変更により、直前決算期が1年間に満たない発行会社の新規指定に関する取扱いを教えてください。

決算期変更により直前決算期が1年間に満たない場合には、通常の決算期間（1年間）を通して、季節変動性や所属するマーケットの慣習等の影響を受けながら、発行会社が事業活動を行った結果を表していると考えられる情報、即ち、新規届出時において、発行会社の最も近い姿を表していると考えられる情報がないこととなります。また、直前々決算期との決算数値等の比較ができないことから、投資家に対して投資判断に必要な情報が不足するという懸念が生じます。

したがって、直前決算期が1年間に満たない発行会社は、やむをえないと認められる合理的な理由があり、かつ、当該懸念が払拭されるような情報開示が行われる場合を除き、新規指定することはできません。（なお、やむをえないと認められる合理的な理由とは、例えば、有限会社からの株式会社化や監査証明を受けている会社複数社による持株会社の設立等であって、財務情報等の操作を行うような恣意性が認められないものに限ります。）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 24 年 6 月 19 日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

○ **SMBC日興証券株式会社**

1. 事実関係

SMBC日興証券株式会社においては、次のとおり法令等違反行為が認められた。

- 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為

SMBC日興証券株式会社（以下「当社」という。）においては、その業務に関しA社株式の公募増資に係る法人関係情報（以下「本件情報」という。）を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に本件情報を伝達し、また、本件情報の厳格な管理について明確な指示をしていなかった。その結果、少なくとも 21 営業部店において、営業部店長等の指示等により、公表前におけるA社株式の公募増資に係る取得申込みの勧誘が行われ、うち 8 部店 23 営業員が、34 顧客に対し、本件情報が公表される以前に本件情報を提供して取得申込みの勧誘を行った。

当社はその後、これらの行為について不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。

また、当社では、B社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

2. 法令等適用

当社における上記行為のうち、法人関係情報を提供しての勧誘は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 38 条第 7 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第 117 条第 1 項第 14 号に該当するものと認められる。

また、当社における上記のような法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金商法第 40 条第 2 号に基づく業府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められる。

さらに、上記全体として、本協会定款第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「取引の信義則に反する行為」とであると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、SMBC日興証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

- (1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分
過怠金の賦課 2 億円



(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

今後このような事態とならないよう、責任の所在を明確にするとともに、経営陣主導のもとで、以下の事項を含んだ内容の「再発防止策」を策定及び徹底し、これらの実施状況を書面で報告すること。

- ① 法人関係情報の管理態勢を再度検証し、必要な改善を図り、実効性ある内部管理態勢を構築すること
- ② 研修等を実施することにより、役職員に対して法令等諸規則の趣旨等について正しく理解させることに加えて、役職員一人ひとりの倫理意識を向上させること

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-3667-8475）

協 会 員 の 概 要

(平 2 4 . 6 . 1 9)

○ S M B C日興証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都千代田丸の内3－3－1
- ② 代表者名 代表取締役社長 渡邊 英二
- ③ 資 本 金 100 億
- ④ 店 舗 数 124 店舗
- ⑤ 役職員数 8,038 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 24 年 3 月末現在。

日本証券業協会 定 款 (昭 48. 6. 7) — 抜 粹 —

(会員の処分等)

第28条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- 1 } (省 略)
- 2 }
- 3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 取引の信義則に反する行為をしたとき。
- 5 } (省 略)
- 6 }
- 7 第19条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
- 8 } (省 略)
- 12 }
- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第1項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第3項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。
- 6 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第4項ただし書の適用がある場合における5億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。
- 8 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第76条の3に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第1項、第2項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

資料5-1

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正（案） に対するパブリック・コメントの結果について

平成24年6月19日
日本証券業協会

本協会では、「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正（案）につきまして、平成24年5月21日から平成24年6月1日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見は特にありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以上

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の 一部改正について

平成 24 年 6 月 19 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、本協会が公表する統計情報について、ニーズが乏しくなった統計や他の類似データにより代替が可能な統計等は簡素化や廃止を検討する一方、金融・資本市場への理解促進等の観点から意義があると考えられる統計情報については新たな公表を検討する「スクラップ&ビルド」に取り組んでいるところである。

今般、本協会が公表する統計情報のうち、国内CP（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。以下同じ。）の取引状況については、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1項に規定する短期社債）の導入等により国内CPの取引状況の報告が非常に限られたものとなっていることを踏まえ、本規則に基づく国内CPの取引状況の報告及び公表を廃止するため、本規則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) 協会員による国内CPの取引状況等の報告を廃止する。（協会員は、短期社債等の取引状況等の報告については引き続き行う。）（第8条第1項）
- (2) 本協会による国内CPの取引状況等の発表を廃止する。（本協会は、短期社債等の取引状況等の発表については引き続き行う。）（第8条第2項）

3. 施行の時期

この改正は、平成24年7月1日から施行する。

**「国内ＣＰ等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の
一部改正について**

平成 24 年 6 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等	第 2 章 国内ＣＰ等の売買取引等に係る勧誘等
(取引状況等の報告及び発表)	(取引状況等の報告及び発表)
第 8 条 協会員は、 <u>短期社債等</u> の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。	第 8 条 協会員は、 <u>国内ＣＰ等</u> の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。
2 本協会は、前項により協会員から報告された <u>短期社債等</u> の取引の状況について、発表する。	2 本協会は、前項により協会員から報告された <u>国内ＣＰ等</u> の取引の状況について、発表する。
付 則	
この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。	

以 上